

広島県告示第二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年一月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県尾道市向島町、同市向島町立花及び同市向東町地内						
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類					
	区域の名称	区域の名称					
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類					
	区域の名称	区域の表示					
	堤（五三二五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	堤（五三二五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）で定める事項
	江郷（六四九九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	江郷（六四九九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	江郷（六四九九―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	江郷（六四九九―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	古江（三三六五一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	古江（三三六五一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	植条（三三六四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	植条（三三六四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	植条（三三六四―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	植条（三三六四―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	植条（三三六四―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	植条（三三六四―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	鳥帽子谷（三四〇五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鳥帽子谷（三四〇五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	
	鳥帽子谷（三四〇五一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	鳥帽子谷（三四〇五一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	

古江 (三三 六五―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	古江 (三三 六五―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
古江 (三三 六五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	古江 (三三 六五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
江奥 (二〇 四六―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	江奥 (二〇 四六―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
休 (三三六 七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	休 (三三六 七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
休 (三三六 七―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	休 (三三六 七―二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
江奥 (二六 三四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	江奥 (二六 三四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
江奥 (二〇 四五九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	江奥 (二〇 四五九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
江奥 (五〇 五七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	江奥 (五〇 五七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
木谷 (五〇 六四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	木谷 (五〇 六四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
江奥 (六四 九〇―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	江奥 (六四 九〇―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
木谷 (五〇 六四―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	木谷 (五〇 六四―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
串山 (三三 六八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	串山 (三三 六八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
萬ヶ谷 (三 三六九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	萬ヶ谷 (三 三六九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
明神側 (五 三二六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	明神側 (五 三二六)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
萬ヶ谷 (三 三六九―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	萬ヶ谷 (三 三六九―)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
千汐 (三四 一〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	千汐 (三四 一〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

南千汐川（ 七八四五隣 a)	土石流	次の図のとおり	南千汐川（ 七八四五隣 a)	土石流	次の図のとおり
南千汐川（ 七八四五隣 b)	土石流	次の図のとおり	南千汐川（ 七八四五隣 b)	土石流	次の図のとおり
江奥川（八 一三隣 a)	土石流	次の図のとおり	江奥川（八 一三隣 b)	土石流	次の図のとおり
南千汐川（ 七八四五隣 c)	土石流	次の図のとおり	南千汐川（ 七八四五隣 d)	土石流	次の図のとおり
南千汐川（ 七八四五隣 e)	土石流	次の図のとおり		土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。